

入札参加業者の皆様へ

ゼロ債務負担行為を活用した余裕期間設定工事の試行導入について

趣旨

市がゼロ債務負担行為を活用して発注する建設工事において柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材の調達や建設労働者などを確保できるようにすることで、施工時期等の平準化を図ることを目的として余裕期間を設定（任意着手方式）した工事（以下「余裕期間設定工事」を試行的に実施するものです。

1. ゼロ債務負担行為とは

後年度の債務を負担する行為について予算の一部として定める債務負担行為のうち、契約初年度の支出はゼロとし、全額を翌年度の支出とするものです。

2. ゼロ債務負担行為活用工事について

- ・新年度の工事に債務負担行為を設定し、入札契約等の手続きを前年度に行うことにより年度内又は新年度早期の着工を可能とするものです。
- ・ゼロ債務負担行為活用工事については、契約した当該年度に前払金及び部分払の請求及び支払いをすることができません。前払金等については、翌年度の4月1日以降に請求が可能となります。
また、早期着工に要する資金の調達が必要な場合は、銀行等からの借入れに対し、金融保証（※）を受けることができます。

※建設業者の資金調達の円滑化を図るため、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が100%の金融保証を行う制度があります。ただし、低入札価格調査の対象となった建設業者と契約した工事は対象外となるなど条件がありますので、詳細については、保証事業会社にお問い合わせください。

- ・ゼロ債務負担行為活用工事については、入札公告等にその旨明記されておりますので、ご確認ください。

3. 余裕期間制度（任意着手方式）

通常、工期の始期日は、契約締結の翌日としているものを、4月1日までの期間（余裕期間）内で、契約ごとに工期の30%を超えず、かつ4か月を超えない範囲内で、落札者の希望により任意に設定することができることとする制度です。ゼロ債務負担行為活用工事は、原則として余裕期間制度を適用します。詳細については別添1を参照してください。

4. 工期について

- ・発注者が示した工期の始期日（4月1日）までの間で、受注者が工期の始期日を選択し決定する。工期は、受注者が決定した工期の始期から発注者が指定する工事日数を加えたものが実工期となる。受注者が決定した工期の始期までの間は、余裕期間となる。また余裕期間と実工期を合わせた期間を全体工期とする。
- ・工期の終期日は、前項により決定した工期の始期日から、発注者が設計図書に示す工事に必要な工期（日数）を経過した日として決定するものとする。
- ・契約締結以降においては、受注者の都合による工期の始期日の変更は、原則認めないものとする。

5. 余裕期間設定工事における留意事項

- ・落札者は、契約締結までに余裕期間内で工期の始期日を定め、契約締結までに工期の始期日通知書（別紙様式）を発注者に提出しなければならない。
- ・余裕期間は、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。なお、現場に搬入しない建設資材の調達、労働力の確保等の工事のための準備については、受注者の責により行うことができるものとする。
- ・余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- ・余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

- 本工事の前払金，中間前払金及び部分払の請求時期は，翌年度4月1日以降とする。
- 工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者等の従事期間は，契約書に記載する実工期とする。

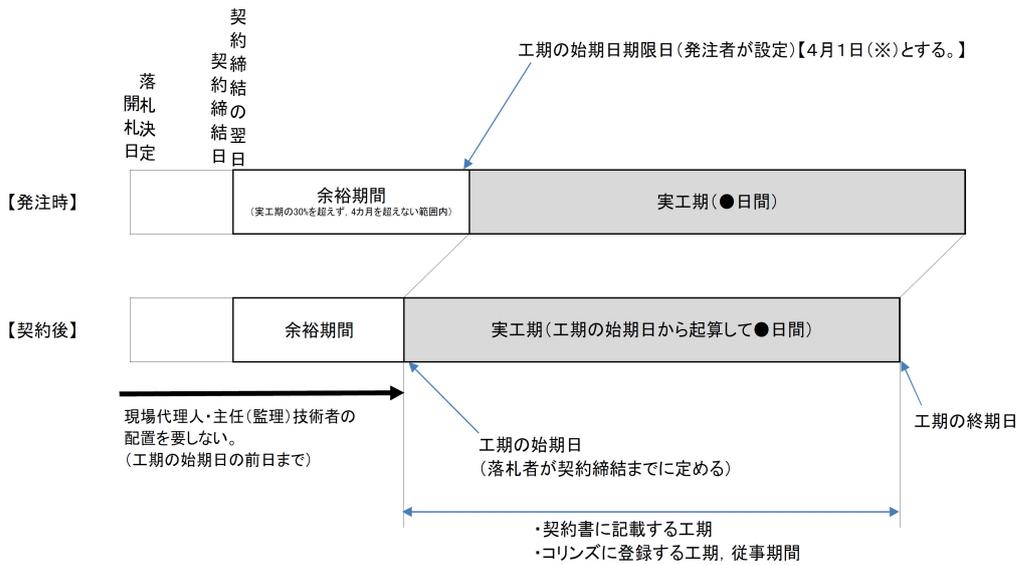
ゼロ債務負担行為を活用する工事における余裕期間の設定について

(趣旨)

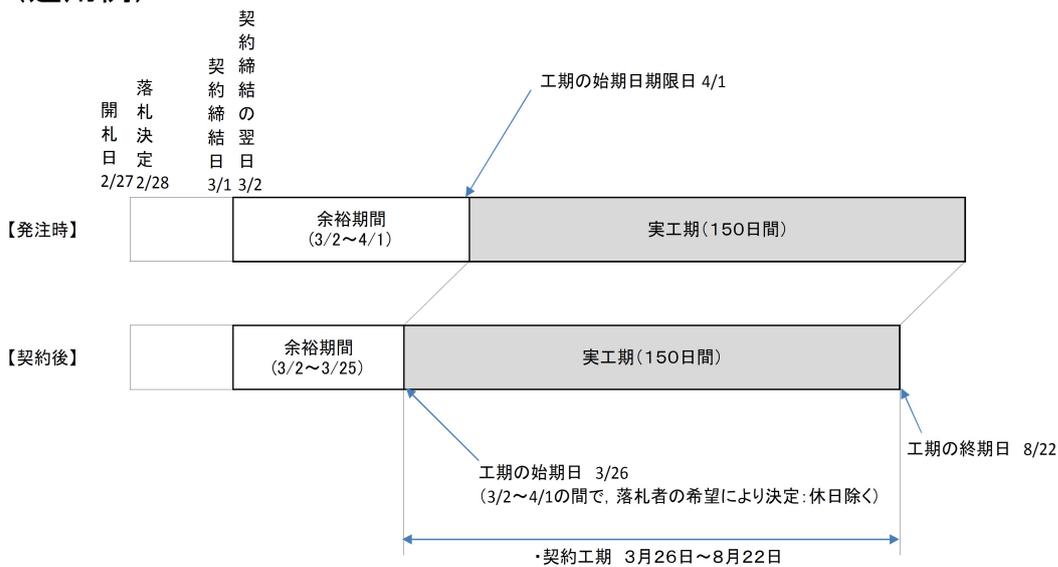
ゼロ債務負担行為を活用する工事を発注するにあたり、年度末は各建設業者とも手持ち工事が多く、技術者等の不足が懸念される。このため、通常、工期の始期日は、契約締結の翌日としているものを、4月1日(※)までの期間(余裕期間)内であれば落札者の希望により任意に設定することができる余裕期間制度を適用することとする。

※平成30年4月1日は日曜日であることから、4月2日(月)とする。

◆発注者が示した工期の始期日期限日までの間に落札者が工期の始期日を設定(任意着手方式)



(適用例)



別紙様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住 所
商号又は名称
氏 名

印

工期の始期日通知書

次のとおり工期の始期日を定めたので、通知します。

工事番号及び工事名	
工事場所	
工期の始期日	
契約工期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※契約締結までに提出すること。

※かすみがうら市の休日を定める条例（平成17年かすみがうら市条例第2号）
に規定する休日を、工期の始期日としないこと。

※契約書には、本通知書により通知した工期を記載するものとする。